

第6回理事会(臨時) 議事概要

1 開催日時 令和3年10月7日(木) 15時00分～16時00分

2 開催場所 Japan Sport Olympic Square 14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)
次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加すると同時に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

伊藤 雅俊 鈴木 大地 高橋 尚子
高橋 成美 土肥 美智子 水鳥 寿思
宮本 ともみ

3 出席者 理事総数 30名

出席理事 27名(代表理事を含む。)

会長	山下 泰裕	副会長	三屋 裕子
専務理事	星野 一朗		
常務理事	尾縣 貢	常務理事	小谷 実可子
常務理事	北野 貴裕	常務理事	酒井 邦彦
常務理事	横井 裕	常務理事	細倉 浩司
理事	伊東 秀仁	理事	伊藤 雅俊
理事	岩渕 健輔	理事	岡本 友章
理事	栗原 美津枝	理事	杉山 文野
理事	鈴木 大地	理事	須藤 実和
理事	高橋 尚子	理事	高橋 成美
理事	田口 亜希	理事	谷本 歩実
理事	土肥 美智子	理事	原田 雅彦
理事	古谷 利彦	理事	水鳥 寿思
理事	宮本 ともみ	理事	八木 由里

監事数 3名

出席監事 有竹 隆佐、飯坂 紳治、塗師 純子

4 議事の経過の要領及びその結果

(1)第1号議案 JOC組織機構の変更に伴う規程の改定について

- 同日13時より開催された臨時評議員会にて、JOCの新たな組織機構への変更に伴い、改定が必要となる「定款」の改定案が承認された。
- 定款の他にも、「常務理事会規程」「加盟団体規程」「選手強化本部規程」「総務本部規程」「日本ユニバーシアード委員会規程」をはじめとする規程類の改定が必要となる。
- 「常務理事会規程」では、第1条は、業務執行理事が定款で規定されているため、その定義を採用し修正。旧第4条は、常務理事会は決議機関ではないことより削除。
- 「加盟団体規程」では、第17条として、NF会長会議やNF専務理事等会議を正式な会議として位置づけた。
- 「通報相談処理規程」では、第5条第6項について、通報相談窓口寄せられる内容は、取扱いに注意するものが多く、これを取扱う者には守秘義務が課せられることも踏まえ削除。
- 「選手強化本部規程」では、「定款」の改定内容との整合性を踏まえて整理するとともに、本部会、常任委員会を廃止したことに伴い、関連する規定を削除。条文数が大幅に減少したため、「章」をなくした。また、第2条と第3条は、本部長、副本部長の役割及び任期の規定とし、新たな第4条と第5条は、専門部会を規定。なお、別表の専門部会は、その時々の課題に対応して柔軟な運用ができるよう削除した。
- 「総務本部規程」は、「オリンピック・ムーブメント事業本部規程」と名称を変更し、「選

手強化本部規程」と同様な内容で修正。

- ・「日本ユニバーシアード委員会規程」は、日本ユニバーシアード委員会が、国際大学スポーツ委員会に加盟する委員会となるため、委員長、副委員長の他に、大会必須競技のNFより委員を置くこととした。
- ・「倫理委員会規程」は、条文数が少ないことから「章」をなくした。また、第3条第3項について、倫理に関することは、会長ではなく理事会で審議することが適切であることより修正。さらに、委員長と副委員長の選任と人数は、定款第47条で定められていることより、第4条と第5条は統合し、委員は理事と有識者より選任することと、委員長・副委員長の役割を規定することとした。第7条改め第6条第3項は、倫理委員会で行き扱う情報は守秘義務も伴う情報であることが多いことより、会長、業務執行理事の出席は、委員長との協議により判断することとした。
- ・「加盟団体審査委員会規程」は、「倫理委員会規程」と同様な内容で修正をした。
- ・「アスリート委員会規程」は、条文数が少ないことより「章」をなくした。また、第6条第3項については、アスリート委員会の自主性を尊重するために、会長、業務執行理事の出席は、委員長との協議により判断することとした。
- ・「国際委員会規程」は、従来総務本部の中の位置付けられていた国際専門部会を専門委員会としたことにより、新たに規程を設けた。第3条には、今後のJOCの活動に求められる具体的な国際力の強化施策を明記し、他の専門委員会と同様な形式で規程を作成した。
- ・「アンチ・ドーピング委員会規程」と「ナショナルトレーニングセンター委員会規程」は、専門委員会から選手強化本部の中の専門部会と変更したことより規程を廃止。また、「マーケティング委員会規程」は、マーケティングに係る事案は、委員会ではなく、業務執行理事が担当することとし、必要に応じてタスクフォースを設置することで対応することとしたため廃止した。
- ・今回の改定等を進めるに際しては、本会常勤の弁護士にも、修正の趣旨等をご理解いただいたうえで、アドバイス、リーガルチェックをいただき、最終案を作成した。

【決議内容】

- ・JOC組織機構の変更に伴う規程の改定案

【主な意見等】

- ・前回の理事会において、会長及び業務執行理事はすべての委員会、専門部会に出席し意見を述べることができるという基本的方針について、特に倫理委員会やアスリート委員会など独立性が必要な委員会については問題があるのではないかと指摘したが、今回の改定案はこの指摘を踏まえたものとなっており、対応に感謝する。

(2)第2号議案 JOC組織機構と役職者の選任について

- ・令和3年、4年度の新たな組織・機構について、去る6月25日に開催された理事会では、組織機構図の見直しを図ることを踏まえ、会長、副会長、専務理事、常務理事までを選任した。本日は、新たな組織機構に基づき、選手強化本部長及び副本部長、オリンピック・ムーブメント事業本部長及び副本部長、日本ユニバーシアード委員会、各専門委員会及び各専門部会等の委員長、副委員長、部会長、副部会長等について、提案する。
- ・提案に際し、本年8月のIOC総会でIOCアスリート委員になられた太田雄貴氏については、現在の理事数が定員数上限の30名であり理事に迎えることができないことより、オブザーバーとして理事会に出席し意見を述べていただくとともに、本会のさまざまな活動にも協力いただけるよう専門委員会の委員にも就任いただくこととした。
- ・専門委員会委員及び専門部会部会員は、現在も選考中であり、事業を遅延なく進めるために、専務理事及び選手強化本部長、オリンピック・ムーブメント事業本部長及び各専門委員長、各専門部会長にそれぞれ一任をいただきたい。

【決議内容】

- ・選手強化本部
本部長:尾縣 貢常務理事

- 副本部長:伊東秀仁理事^①、岩淵健輔理事^②、土肥美智子理事^③
- ・オリンピック・ムーブメント事業本部
 - 本部長:小谷実可子常務理事
 - 副本部長:高橋尚子理事^①、栗原美津枝理事^②、太田雄貴IOC委員^③
- ・日本ユニバーシアード委員会
 - 委員長:鈴木大地理事
 - 副委員長:五十嵐久人 FISU 理事、他調整中
- ・倫理委員会
 - 委員長:酒井邦彦常務理事
 - 副委員長:八木由里理事^①、岡本友章理事^②
 - 委員:須藤実和理事、飯田 隆氏、辻居幸一氏、山脇 康氏
- ・加盟団体審査委員会
 - 委員長:初井圭子常務理事
 - 副委員長:岩淵健輔理事^①、須藤実和理事^②
 - 委員:伊東秀仁理事、八木由里理事、辻居幸一氏、森岡裕策氏
- ・アスリート委員会
 - 指名委員:太田雄貴 IOC 委員、伊藤華英氏、小口貴久氏、高平慎士氏、田中琴乃氏、寺尾悟氏、三井梨紗子氏
 - ※委員長の澤野大地理事、副委員長の高橋成美理事と千田健太氏、並びに、委員である上田藍氏、竹内智香氏、中野紘志氏、中村知春氏、松田丈志氏は、選出委員のため任期継続。
- ・国際委員会
 - 委員長:横井裕常務理事
 - 副委員長:鈴木大地理事
 - 委員:太田雄貴 IOC 委員、他調整中
- ・選手強化事業専門部会
 - 部会長:尾縣貢常務理事
 - 副部長:伊東秀仁理事、岩淵健輔理事、土肥美智子理事
 - 部会員:田口亜希理事、谷本歩実理事、原田雅彦理事、古谷利彦理事、水鳥寿思理事、宮本ともみ理事、他調整中
- ・情報・医・科学専門部会
 - 部会長:土肥美智子理事
 - 副部長:杉田正明氏
 - 部会員:調整中
- ・ナショナルトレーニングセンター専門部会
 - 部会長:岩淵健輔理事
 - 副部長:水鳥寿思理事、田口亜希理事、宮本ともみ理事
 - 部会員:調整中
- ・アンチ・ドーピング専門部会
 - 部会長:古谷利彦理事
 - 副部長:谷本歩実理事
 - 部会員:調整中
- ・オリンピック・ムーブメント事業専門部会
 - 部会長:栗原美津枝理事
 - 副部長:谷本歩実理事、原田雅彦理事
 - 部会員:杉山文野理事、伊藤華英氏、大津克哉氏、小口貴久氏、小塚崇彦氏、高平慎士氏、田原淳子氏、來田享子氏、三崎富査雄氏
- ・アントラージュ専門部会
 - 部会長:高橋尚子理事
 - 副部長:杉山文野理事、古谷利彦理事

部 会 員：調整中

※氏名の後ろの数字は規程による本部長・委員長の職務代行順位

※日本ユニバーシアード委員会委員長の職務代行順位は副委員長 2 名が決定後に指名

(3)第 3 号議案 第 30 回ユニバーシアード冬季競技大会 (2021/ルツェルン) 日本代表選手団 団長等の決定について

- ・コロナ禍による大会延期等により、本大会は JOC として約 2 年ぶりに海外へ日本代表選手団を派遣する大会となる。
- ・選手団長は、原田雅彦理事に委嘱。
- ・主将・旗手は、10 月下旬に各競技代表候補選手の推薦が揃ってからの選定になるが、11 月 11 日が組織委員会への最終エントリー期日であることから、日本代表選手団員の認定とともに、会長・専務理事・選手強化本部長及び選手団長に一任頂き、必要な決裁手続きを行った上で、次回 11 月理事会にてご報告する。

【決議内容】

- ・団 長：原田雅彦 理事
- ・日本代表選手団員の認定並びに主将・旗手については、会長、専務理事、選手強化本部長及び団長に一任する。

(4)第 4 号議案 第 24 回オリンピック冬季競技大会 (2022/北京) 日本代表選手団団長等の決定について

- ・日本代表選手団団長については伊東秀仁理事、総監督については、原田雅彦理事に委嘱。
- ・副団長は今後調整することとし、主将・旗手は、12 月中旬から 1 月にかけて各競技団体から代表候補選手の推薦を受けた後に選定することより、監督・コーチ等を含めた日本代表選手団員の名簿と併せ、改めて理事会に諮る。

【決議内容】

- ・団 長：伊東秀仁 理事
- 総監督：原田雅彦 理事

5 報告事項

(1) JOC アスリート委員会選出委員選挙関連について

- ・9 月 22 日開催の理事会において、JOC アスリート委員会夏季大会選挙区の選出委員選挙の告示を 8 月 26 日に実施した旨報告し、より多くのアスリートに立候補して欲しいと出席の理事に協力を仰いだところ、定員 6 名に対し、11 名の立候補届が提出された。
- ・10 月 6 日開催の第 2 回選挙管理委員会において、立候補届を確認し、正式な立候補者として確認が出来たため、本日の理事会で資料の通り公表することとした。
- ・今後の投票作業について、投票用紙の発送は 10 月 18 日頃を予定、約 1 か月間の投票期間を経て、11 月 18 日を選挙期日としている。
- ・その後第 3 回選挙管理委員会にて当選者を確定。当選者の発表方法については、選挙管理委員会で改めて検討することとする。
- ・今回の選出委員の任期は、令和 4 年 6 月に開催予定の定時評議員会から令和 7 年 6 月に開催予定の定時評議員会までの 3 年間となる。

(2)その他報告事項について

- ・山下会長が、北京冬季オリンピック日本代表選手団団長、総監督に委嘱された伊東理事、原田理事にコメントを求め、原田理事からは北京冬季大会はまだ情報が少ないが、選手たちが安心して大会に臨めるような環境を作り上げていきたい、伊東理事からは東京 2020 の素晴らしい成績がプレッシャーにも感じるが、原田理事、各 NF と協力してパリ大会に好成績をつなげられるよう努力していきたいと報告。
- ・第 7 回理事会（臨時）を 11 月 15 日(月)15 時に開催すると報告。

以上